

## 議案第 26 号

石岡市入札監視委員会条例を制定することについて

石岡市入札監視委員会条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、本市が発注する建設工事等の入札及び契約の手續における公平性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るため。

## 石岡市入札監視委員会条例

### (設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、市が発注する入札及び契約の手続における公平性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るため、石岡市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市が発注した建設工事、委託業務及び物品購入（以下「工事等」という。）に関する入札及び契約の手続の運用状況に関すること。
- (2) 工事等のうち、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約とした理由等に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

5 会議は非公開とし、委員会の議事概要はこれを公表する。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、第2条の所掌事務に関し、調査審議した事項について不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、市長に対し、意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は是正の勧告を行った場合は、公表する。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条の所掌事務に関し、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項についての調査審議に参加することができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表町界町名整理審議会委員の項の次に次のように加える。

|           |    |        |     |
|-----------|----|--------|-----|
| 入札監視委員会委員 | 日額 | 15,000 | 副市長 |
|-----------|----|--------|-----|